

参議院法務委員会會議録第四号

昭和三十九年二月十一日(火曜日)
午前十時十四分開会

出席者は左のとおり

委員長 中山 福藏君
理事 後藤 義隆君
迫水 久常君
稲葉 誠一君

委員

植木 光教君
鈴木 万平君
田中 啓一君
高橋 衛君
中村 順造君
山高しげり君
岩間 正男君

政府委員

法務政務次官 天竺 良吉君
法務大臣官 房経理部長 新谷 正夫君
法務省矯正局長 大澤 一郎君
公安調査庁次長 宮下 明義君
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務 総局経理局長 岩野 徹君
事務局側

事務局側

常任委員 西村 高兄君
説明員 会計検査院事務 総局第二局長 榊山 斜夫君

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(昭和三十九年度法務省関係予算及

び裁判所関係予算に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず、昭和三十九年度法務省関係予算及び裁判所関係予算について順次説明を聴取いたします。法務省新谷経理部長。

○政府委員(新谷正夫君) 昭和三十九年度の法務省所管予算の内容について、概要を御説明申し上げます。

昭和三十九年度の予定経費要求額は、四百九十四億一千二百九十万四千円でありまして、これを前年度の当初予算額四百二十二億二千六百二十四万円に比較いたしますと、七十一億八千六百六十六万四千円の増額となっております。

なお、前年度の補正後の予算額四百三十五億七千三百八十三万六千円に比較しますと、五十八億三千九百六十八千円の増額となっております。

増額の内訳を大別いたしますと、第一は、人件費の四十二億一千二百八十二万五千円であり、第二は、営繕施設費の十九億四千五百七十七万六千円であり、第三は、その他一般事務費の十億二千八百十三万三千円であり、第四は、人件費四十二億一千二百万円

の増加であります。これは昨年十月から実施されました公務員給与ベースの改訂に伴う所要経費及び昇給原資としての職員俸給等の増額がその大部分でありまして、そのほか、検事、副検事、法務事務官等六百十名の増員及び入国者収容所の医療職員の俸給調整に必要な経費の増額等が含まれております。ただし、大村入国者収容所の収容人員減少に伴う職員の二十四名の減員がございます。

増員につきましては、法務省として最も重点を置いたところでありますので、この増員六百十名の内訳について申し上げます。

第一に、法秩序の確立の一環として、公判審理の迅速適正化をはかるため、検事五名、検察事務官五名の増員となっております。審理期間の長期未済率が依然高率でありますので、東京外主要都市におきまして検事、事務官の専従体制を確立して、その迅速化に資するための増員であります。

第二に、交通事件処理機能の充実をはかりました。副検事十名、検察事務官七十一名、少年鑑別所技官十名計九十一名の増員となっております。これは交通違反事件及び業務上過失致死傷事件の増加に伴いまして、検察関係の事務量が増加しておりますので、検察体制を充実して事件処理の迅速合理化をはかる必要から、前年度認められなかった副検事十五名、検察事務官四十五名の増員に引き続いて行なうものであります。

第三に、非行青少年対策のため、前年度の三十名の増員に引き続いて七十名の増員となっております。その内容は、少年院の教化活動の充実のための教官五十名、保護観察所機能の充実のための保護観察官二十二名でありまして、青少年犯罪の防止及び犯人の改善、更生補導を強力に推進するためのものであります。このほかに、前に申し上げました少年鑑別所の技官十名の増員もあわせて非行青少年対策の一環を考へておるのでございます。

第四に、法務局におきまして事務官二百三十三名の増員となっております。これは登記台帳事件の増加に対処するための二百名と訟務事務の適正な処理を期したための三名であります。法務局の主要事務であります登記台帳事件は、経済取引の活性化に加えて、公共事業の規模の拡大に伴う特殊な登記事務も増加し、職員の執務強化、能率化をもつてしても、事務負担量は限界を越える状況にありますので、登記事務の迅速、適正化をはかりました。前年度の二百名の増員に引き続いて行なうものであります。なお、国を当事者とする民事及び行政事件の訴訟事務も増加しておりますので、その事務処理の適正迅速化をはかりました。法務事務官三名の増員があります。

第五に、羽田入国管理事務所の事務増加に伴う入国審査官十二名の増員であります。羽田空港における出入国者数は最近飛躍的に上昇しておりますので、これに対処して適確、迅速な出入国管理業務を遂行しますため、前年度の増員十九名に引き続いて行なうものであります。

第六に、入国管理事務所出張所の新設に伴う入国審査官三名、入国警備官二名の増員であります。出張所未設置の出入国指定港中、尼崎、坂出、八戸におきまして、出入国者数の激増に伴う審査業務の増加等によりまして、入国管理事務所の出張所を新設することになりましたが、これに伴いまして、各出張所に審査官各一名のほか、尼崎、坂出各出張所に入国警備官各一名を配置するための増員であります。

第七に、出入国審査の業務の強化をはかりました。入国審査官六名、入国警備官六名計十二名の増員となっております。これは、本邦に出入したる在留する外国人の増加に伴って在留資格等審査の業務量が増加し、職員の負担も過重となっておりますので、増員により執務体制を強化するためのものであります。なお、入国警備官の増員は、舟艇建造に伴う船舶要員としてのものであります。

第八に、治安対策の一環として破壊活動調査機能を充実するため、公安調査官二百名の増員となっております。

第九に、法務本省の五名の増員があります。これは、職員の福祉厚生

実をはかりましたために必要な薬剤師一名、看護婦四名であります。

次に、一般事務費十億二千八百万円の増加の内容について御説明申し上げます。

まず、全般的に申し述べますと、法務行政の充実をはかりましたための経費のほか、職員の執務環境の改善、各種委員、保護司、矯正被收容者処遇の改善、事務能率器具等の整備等に必要経費の増額がなされております。そのうちおもなる事項について申し上げます。

第一は、法務行政の充実をはかりましたため増額された一般の経費について申し上げます。

まず、各組織に共通のものといひまして、赴任旅費一千八百八十三万円、自動車交換差金一千五十万円、光熱水料二千五百九十九万二千円、交際費一千六百六十七万五千円等が増額となっております。

法務局関係につきましては、登記諸費につきましては、登記登録費が四百二十万七千円、庁費が七千七百五十五万八千円、供託金利子が一千万円計九千七百七十六万五千円の増額となっております。なお、建物の区分所有等に関する法律に基づく登記事務処理の適正化経費として七百七十一万四千円、登記台帳一元化作業の充実経費として六百八十八万二千円の増額となっております。また、商業登記法に基づく商業登記及び法人登記事務を改善する経費として一千二百二十一万四千円が新規に計上されております。

検察庁関係につきましては、検察費につきましては、検察旅費が二千三百一十一万八千円、参考人等旅費が一十二

百九十七万二千円、庁費が二千八百三十一万三千円、計五千三百六十万三千円の増額となっております。

矯正関係につきましては、被收容者の管外移送の増加に伴い護送旅費が一十二万二千円の増加となっております。また、福岡、名古屋刑務所移転に必要な備品整備等の経費五千二百九十九万四千円、刑務作業機器更新整備費五千六百八十三万六千円、計一億九百八十二万二千円が増額となっております。

更生保護関係につきましては、犯罪者予防更生法等に基づく補導援助に際して、成績不良者の保護観察を強化するため、観察旅費三百九十七万一千円、保護司等との通信費五百一十一万五千円、計九百八十六万六千円が増額となっております。

訟務関係につきましては、訟務費につきましては、旅費百六十五万九千九百九十九円、庁費百七十三万三千円等、三百六十三万九千九百九十九円が増額となっております。

人権擁護関係につきましては、法律扶助協会補助金が四千万円の増額となっております。これは社会保障政策の一環として貧困者の訴訟援助を実施する法律扶助協会に対して訴訟費用等を補助する経費でありまして、その事業を強力に推進するための措置であります。なお、人権擁護委員活動の強化をはかりましたため、委員旅費が六百九十六万六千円の増額となっております。

第二は、刑法改正作業の迅速化をはかりましたため、法務本省の刑法特別部会運営等経費並びに関係法令等調査研究経費が一十五万四千八百円の増額となっております。

第三は、刑務作業費の一億六千四百四十九万九千円の増額であります。これは

は刑務所被收容者に対しまして作業を行なわせるに必要な経費でありまして、原材料費が相当増額されました。また、作業形態を紙細工等の低格作業から印刷、機械工等の有用作業に転換するため機械器具を更新し、作業付帯経費を充実するための経費の増額であります。

第四は、職員の執務環境の改善や、保護司、矯正関係被收容者の処遇の改善に必要な経費の増額であります。そのおもなものにつきまして申し上げます。

職員の執務環境の改善につきましては、法務局、検察庁、刑務所におきまして、環境設備費一千四百万円、法務総合研究所、地方検察庁、矯正研修所の職員研修費一千八百六十七万円、各組織を通じて非常勤職員給与の単価は正百七十二万八千円、外国人登録委託費千二百八十七万六千円が増額となっております。

矯正関係被收容者につきましては、刑務作業費与金の支給計算基準を一五％引き上げるための一千二百六十三万三千円、少年院、婦人補導院の職業指導費与金の支給計算基準を一〇％引き上げるための二百三十三万三千円が増額となっております。次に、被收容者に支給する被服、衛生薬品、日用品、教材、収容付帯事務費等の収容経費が五千四百九十八万八千円の増額となっております。

次に被收容者食糧費であります。が、兼代単価を最近の物価の趨勢にかんがみて是正することにしたため、被收容者一人一日当たり二円ないし二円四十銭増額するに要する経費といたしまして五千二百六十九万八千円の増額となっております。

保護関係といたしましては、更生保護会の充実をはかり收容者の更生に万全を期しますため、更生保護会委託費につきまして、食事付宿泊費の現行一人一日当たり百四十五円を百七十七円一十一銭に、宿泊費の現行一人一日当たり四十五円を六十円二十三銭に、また事務費の現行八十一円を九十四円にそれぞれ単価の是正を行なうために必要な委託費二千三百三十七万七千円が増額となり、なお、これに伴いまして更生保護会補助金の事務費につきまして現行一人一日当たり二十円二十五銭を二十三元五十銭に改訂するために必要な補助金百七十三万二千円が増額となっております。また、保護司実費弁償金につきましては、補導費の現行単価一件当り三百二十円を四百円に是正すること等によりまして、八千二百五十一万五千円が増額となっております。

第五は、事務能率器具等の整備に必要な経費の増額であります。そのおもなものは、法務本省のマイクロ撮影機整備等四百二十万円、法務局の登記台帳等の事務処理並びに検察庁の、検察事務を機械化、能率化するための経費が九百三十八万二千円の増額となっております。

以上が一般事務費の増額となつたおもなるものであります。このほか、本年十月に実施を予定されておりますオリエンピック東京大会のため本邦に出入国する外国人の審査業務の適正・迅速をはかりましたため、入国管理関係経費として新規に五百六十七万一千円が増額されております。

最後に、営繕施設費十九億四千五百七十万六千円の増額であります。これは、検察庁・法務局等庁舎の新営等施

設費一億一千九百五十一万二千円、刑務所少年院等収容施設の新営整備等施設費二億四千六百八十八万五千円が増額となっております。このほか、昭和三十一年度国庫債務負担行為の承認を得た福岡、名古屋刑務所の特別取得費十五億五千円と、福岡、名古屋旧施設撤去費三千四百五十万九千九百九十九円が増額となっております。なお、新潟、徳島両刑務所の移転に必要な経費の一部が収容施設費に含まれております。

以上来年度予算の増額の内容について概略申し上げたのでございます。以上申し上げましたところは予算上の組織あるいは科目別に大体金額を申し上げたのでございますが、法務省におきましては、昭和三十一年度予算におきまして、法秩序の確立、非行青少年対策、交通事故処理体制の整備強化、登記事務処理の適正迅速化ということ等を主要事項として取りまとめしておりますので、前述いたしましたところと多少重複はいたしますけれども、これにつきまして簡単にその内容を申し上げます。

第一の法秩序の確立につきましては、前に述べました検事等二百十名の増員を含めまして十一億一千四百四十四万円を計上いたし、前年度に比しまして二億三千二百六十六万六千円の増額となっております。その増額分について申し上げます。

まず、検察庁関係といたしまして八千二百九十三万二千円を計上しておりますが、公判審理の迅速化をはかるための検事等十名の増員のほか調査活動費八百万円の増額分が含まれております。これにより暴力、公安、麻薬事犯に対処して社会不安の根絶を期したい

考えであります。

次に、公安調査庁関係としまして公安調査官二百名の増員を含めまして九億二千八百八十二万七千円を計上しておりますが、調査用器具等の整備補充のための庁費二千八百四十五万五千円及び調査旅費、活動費一億二千九百八十八万円の増額が含まれております。これにより破壊活動調査機能の充実を期したいと考えております。

次に、入国管理局関係としまして七千六百七十九万九千円を計上しておりますが、不法入国者等を調査するための活動費として二百万円の増額が含まれております。これにより不法出入国者の取り締まり体制の確立をはかりたいと考えております。

次に、法務本省関係としまして一千四百六十六万六千円を計上しておりますが、前に述べました法制審議会の刑法特別部会の運営経費六百九十五万三千円、調査研究経費三百五十九万五千円が増額され、これによりまして全面刑法改正作業を強力に推進したいと考えております。

第二に、非行青少年対策であります。前に述べました少年院教官、保護観察官七十二名の増員を含めまして十五億九千三百九十七万一千円を計上し、前年度に比し一億六千六百四十二万八千円の増額となっております。その増額分について申し上げますと、

まず、検察庁関係といたしまして、粗暴化、低年齢化している青少年犯罪に対処する検察体制の充実をはかりましたため、青少年被疑者の資質診断器具を宇都宮外主要地検に備えつける庁費及び係検事の協議会を開催する旅費等百一十一万八千円が増額となっております。

ます。

次に、少年院関係としまして、少年院教官五十名の増員のほか、職業補導員、教育用備品、日用資材医療薬品経費収容付帯事務費、職業補導経費、菜代等の増加によりまして、前年度に比し五千七百八十八万七千七千円の増額となっており、なお、施設費関係についても五千四百万円の増額となっております。

次に、少年鑑別所関係といたしまして、後に述べます交通鑑別技官十名の増員をいたしておりますが、審判少年の護送旅費、集団心理鑑別経費、医療器具、収容付帯事務費、菜代等の増加によりまして、前年度に比して一千五百七十六万一千円の増額となっております。

次に、保護観察としまして、保護観察官二十二名の増員のほか、網走二カ所に保護観察官の駐在制度を拡張するために必要な備品整備等経費として七十五万七千円が計上されております。ほか、前述の更生保護会委託費及び保護司実費弁償金等につきましてそれぞれ単価の是正等による経費の増額があります。

次に、法務総合研究所関係としまして、青少年非行の未然防止の具体的対策樹立のための各種研究を推進し、検察関係職員の研修を充実する経費として五十四万四千円の増額となっております。

第三に、交通事件処理体制の整備強化につきましては、副検事等九十一名、この内訳は、副検事十名、検察事務官七十一名、鑑別所の技官十名であります。この増員を含めて二億三千二百十五万五千円を計上し、前年度に

比しまして七千二百二十六万円の増額となっております。その増額分のおもなものは、増員のほか、罰金・過料の徴収事務効率化、機動力の強化のための備品等四百一十四万四千円、検察員三千八百四十五万円であります。

第四に、登記事務処理の適正迅速化につきましては、二億九千五百四十三万四千円を計上し、前年度に比して七千二百七十四万一千円の増額となっております。その増額分のおもなものは、登記事務職員二百名の増員分のほか、事務の改善・能率器具の整備のための経費二千三十四万五千円でありまして、以上で法務省所管歳出予算について御説明いたしました。

終わりに、当省主管歳入予算について一言御説明いたします。

昭和三十九年度法務省主管歳入予算額は百九十四億一千九百九十一万二千円でありまして、前年度予算額百二十億二千四百七十六万三千円に比較しますと、七十三億九千五百四十四万九千円の増額となっております。これは過去の実績等を基礎として算出したものでは、罰金及び過料と刑務所作業収入であります。

以上をもつて、法務省所管昭和三十九年度予算についての説明を終わります。

○委員長(中山福蔵君) 次に、最高裁の岩野経理局長に御説明を願います。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 昭和三十九年度裁判所所管予定経費要求額について、御説明申し上げます。

第一は、昭和三十九年度裁判所所管予定経費要求額の総額は二百三十九億

五千九百七十四万二千円でありまして、これを前年度予算額、補正を含めた額でございしますが、二百十九億二百三十三万三千円に比較いたしますと、差し引き二十億五千七百六十六万九千九百の増加となっております。この増加額の内訳を大別して申し上げますと、人件費が十六億一千六百二十二万七千円、官費が二億五千五百六十一万七千円、その他一般司法行政事務を行なうために必要な旅費、庁費等が七千七百七十七万二千円でありまして、

第二に、昭和三十九年度予定経費要求額のうちおもな事項について、御説明申し上げます。

まず、交通事件処理の円滑化に必要な経費でございしますが、激増します交通事件を迅速に処理するため、昭和十八年から特に事件の多い地域におきまして交通切符制による即日処理を実施いたしておりますが、事件の増加はその後も著しく、これを円滑に処理するために必要な経費といたしまして、簡易裁判所の交通事件処理につき、簡易裁判所事務官三十四人の増員に要する人件費でございしますが、一千六百二十万七千円、家庭裁判所の少年の交通事件処理につき、家庭裁判所調査官四十人、裁判所書記官九人、裁判所事務官十三人の増員に要する人件費一千八百九十八万五千円、事務能率器具の購入費としまして百五十万五千円、合計して三千六百六十九万二千円が計上されております。

次に、訴訟の迅速適正な処理に必要な経費でございしますが、近時、事件の増加と複雑化の著しい東京・大阪等八

大都市地方裁判所の裁判の適正と迅速化をはかるための裁判官等の増員と、裁判事務処理の能率向上のための機械化に要する経費としまして、増員関係では、判事五人、判事補五人、裁判所書記官二十人の増員に要する人件費が一千六百四十五万七千円、裁判事務処理の機械化に要する経費として、七千九百九十二万八千円、合計しますと九千五百五十八万五千円が計上されております。

次に、補助機構の整備充実に必要な経費でございします。裁判所書記官の事務量の増加に伴いまして、現在裁判所書記官の事務を恒常的に取り扱っております裁判所書記官補の定員を裁判所書記官の補助機構を合理的に再編成するために必要な経費としまして、裁判所書記官補の定員六百九十四人を裁判所書記官の定員へ組みかえに要する人件費三千九百二十一万九千九百円が計上されております。

次に、執務環境の整備に要する経費でございしますが、下級裁判所庁舎の整備に必要な経費としまして、継続工事二十五万、新規工事二十四万の新築工事費としまして二十億四百九十二万七千円、そのほか、法廷の増築、庁舎の補修等の施設整備費としまして二億六千万円、庁舎新築に伴います敷地買収のための不動産購入費、これは換地清算金を含んでおりますが、四千九百四十五万五千円、官費事務費が四千四百六十一万五千円、合計して二十三億五千八百六十八万七千円が計上されております。事務用器具の整備に必要な経費としましては、執務環境を改善し事務能率の向上をはかるため、事務用

次が、刑事補償金の増額に必要な経費でございますが、これは昭和二十五年に刑事補償法が制定されて以来

を通じて最も関心の強いところを
ごいまして、いずれも人を対象とし
て業務が行なわれております関係上、

取りまとめますと、以上申し上げましたような点に重点を置いて予算を折衝いたして参った次第でございます。

特に目立つことは、公安調査庁をそれから検察庁などのいわゆる治安——まあ弾圧関係ですか、こういう予算が非常

○政府委員（新谷正夫君） 公安調査庁

おります。日本共産党員はすでに十万人をこえておりまするし、アカハタ本紙も十五万、あるいは日曜版が五十万をこえておりますし、民青同、あるいは新婦人の会、その他大衆団体に對する浸透も非常にきびしいものがございます。

このような左翼、右翼両面の団体の諸活動というものの調査を十分にいたしまして健全な民主主義の發達伸長を期してまいりたいというのが公安調査

庁の職責であると考えております。これをいたしますのに、発足当時と大差のない千八百五十人という定員、この調査官が千五百十人ということでは、どうしても仕事がやりきれませんので、いろいろな事務的な折衝をいたしまして来年度予算において二百人という調査官の増員が組み込まれておるわけでございます。

○岩間正男君 まああなたの話の中で、共産党の党勢が非常に顕著になった、それに対処しなければならぬ、ことに民青、新婦人の会の浸透がきびしいなどという変な言葉があったわけですが、この問題はここでこれは議論しません。共産党を暴力取り締まりの対象にしているということで公安調査庁が予算を要求し、また、あなたたちの仕事の内容は共産党で飯を食っている形になっているというのとは天下周知の事実で、これは当委員会でもまた結論が出ていないところですから、この問題は保留しておきます。

いまの説明の中で聞きたいのは、公安調査官が千五百十人しかいない、それで二百人増員されたのです、この二百人のうち公安調査官の増員分は何人ですか。これが一つ。

それから左右暴力に対して対決するのだというあなたたちの説明であります、そのうち、いままで左翼関係に幾ら、右翼関係に幾ら、今度の増員でどのように考えているか。

この二点について伺いたい。
○政府委員(宮下明義君) ただいま申し上げましたように、千八百十五人のうち、公安調査官が千五百十人でございます。今回の増員の二百人はその全員が公安調査官でございます。した

が、この予算が国会を通過いたしますれば、公安調査官が千七百十人になるわけでございます。

現在私どもが事務的に折衝し考えております人員配置は、この増員の二百人のうち、四〇%を右翼、それから六〇%を左翼関係に配置をする予定でおります。現在の左右両翼の調査に当たっております調査官を分けてみますと、公安調査庁には地方の単独駐在官等もございまして、両方の仕事を兼ねている者もおりますので、必ずしも厳格にぴしとは割り切れなれないと思いますが、左翼調査に当たっております公安調査官が千二百十六人、公安調査官の約八〇%でございます。それから右翼調査に当たっておりますのが二百九十四名、約一九・五%に当たります。これに對しまして、ただいま申し上げましたように二百人増員の六〇%を左翼、四〇%を右翼に分けますと、増員後におきましては、左翼関係の調査官が千三百三十六名、約七八%に当たると思われます。右翼関係が三百七十四名、約二二%に当たることになるかと考えております。

○岩間正男君 右翼の危険が非常に最近顕著になってきたというのに對して、いまの増員を見ますとというと、六〇%、四〇%で左翼重点だということと、結局全体の総数においてはパーセンテージはあまり変わりがない、こういうことですね。そうすると、どうもあなたたちのPRから聞くと、いままでの説明もそうなんだけれども、右翼の危険が非常に顕著になったからというので公安調査庁の増員をさせた、しかし、実質はどうかというと、左翼をねらっている、こういうようなかつ

こうが出てくるんですね。これははっきり統計が示している。こういうところが非常に大きいところなんです。なかなかこれは了解のできないところなんです。大体、全体を通じて、この法務省の予算のうち特に顕著にそれがあらわれている。この公安調査庁の予算そのものというのは、十分にわれわれとしては検討する必要があると考えています。

で、公安調査庁の予算全体について見ますと、今年度は二十二億三千九百万円、それからついでに警察庁の警備警察の予算をわれわれ見たのであります、これが二十四億八千八百万円、これは大体同額です。合計は四十七億円、こういう形でこれは出されてきているわけなんです、その中で公安調査庁は人員のわりに膨大な予算を持っており、これはしばしば当委員会でも問題になったわけですね。公安調査庁は税金を湯水のように使っている、それ、三十九年度は、この増額を見ましても、昨年に比べて約三億円近い二億九千三百七十万円ですか、これだけの増額がされ、人員も増加されている。こういう性格がはつきり出てきているわけですね。それで内閣調査室の予算も増加されている。こういうふうなことを考えますと、現在の法務省の対策方針の中で、治安に名をかりた弾圧体制というのが依然としてこの予算の中では横行されているという性格をこれは見るを得ないのです。

その中で、なお念のために聞いておきたいのですが、公安調査庁は、公安調査官を韓国や台湾など国外に出かけることも考えている、こういうような情報もわれわれ耳にしているものであり

ますが、そういうことは絶対にない、こういうふうなことでこの議場を通じて断言できますかどうか、その点を伺っておきます。

○政府委員(宮下明義君) 公安調査庁の幹部の職員が、他官庁等におきましても海外視察と申しますかそういうことをいたしておりますが、そのような形で、二アメリカとかヨーロッパとかあるいは南方等へ旅行をいたすことはございます。しかしながら、公安調査官を調査のために外国に派遣するということはいたしておりません。

○岩間正男君 いままで派遣されたのは、それは視察という名目だろうと思いが、総員ではどれくらいございませうか。そして、その報告書は出ておりますか。

○政府委員(宮下明義君) 幹部職員が、正確には記憶いたしておりませんが、年間二人か三人ぐらいでございます。

○岩間正男君 私の言いましたように、韓国やそれから台湾などという方向に派遣する予定はありますか、ないですか。

○政府委員(宮下明義君) 公安調査官を調査のために台湾とか韓国へ派遣する予定はございません。普通の行政官庁の職員のように海外に視察に参いれるということは、一、二当然然と思えますが、調査のために出ていくというようなことはございません。

の予算は、予算書にもございますように、三十九年度予算の総額が二十二億三千九百三十四万五千円でござい、前年度三十八年度予算が十九億四千五百六十万一千円でございましたので、差し引きますと、先ほども岩間委員が御指摘のように、二億九千三百七十四万四千円の増額となっております。

それを事項別に分けますと、普通の人件費その他の一般行政経費の増額が一億四千三百九万三千円、それから破壊活動調査経費という事項が一億五千六十四万五千円、それから研修事業に必要な経費という事項が六千円の増額になっております。合算をしまして二億九千三百七十四万四千円の増額でございます。

この一般行政経費の増額の一億四千三百九万三千円の中のおもなものは人件費の増額でございますが、その人件費の増額が、一億二千九百三十六万二千円でございます。この人件費の増額のうち、公安調査官二百名の増員に必要な経費が五千五百六十七万八千円、その他はいわゆる人件費の自然増でございます、それが七千三百六十八万四千円、合算をしまして、一般行政経費の中の大部分を占めます人件費の増加が一億二千九百三十六万二千円となるわけでございます。

破壊活動経費の増額のおもなものは、第一には旅費でございますが、これが五百万円、それから物件費、いわゆる庁費でございますが、これが二十八万四千五百円でございます。それから調査活動費の増加が一億二千四百八十万円でございます。旅費は、公安調査庁におきましては

というのは非常に目立つ。この調査活動費というのは非常に問題になってきたし、当委員会でもしばしば問題になってきた。決算委員会でも問題になってきたのです。調査活動費を、いま七億二千二百四十万ですか、これを公安

調査庁の調査官の一千七百十人で頭割りに私してみたのだが、一人当て四十二万円ということですね。これは数字の示すところだから説明を求めるまでもないことだと思うのですが、一体何

に使うのですか。なぜ一体こんな必要があるのです。大體調査官の俸給というのはどのくらい取っているか、ここで平均給与を発表してもらえばわかるのですけれども、それに匹敵するくらいの額が、平均ですよ、四十二万円の

調査活動費というのが予算として組まれている。今年度は大幅にこれは増額されておる。これはほかの官庁との比

○政府委員(新谷正夫君) 調査活動費が必ずしもこれは人件費に相当するものだと考えられないのであります、ほかの組織で同業のものがあつた場合には、例えば、法務省内でもこのような例はほかにごさいですか。

○岩間正男君　しかも、そのほかに旅費が七千三百万です。旅費が七千三百

百万取られている、千七百人の調査官に。それからそのほかに、庁費が先ほど説明がありました一億一千万、交際費が三百九十万、こういうふうに見てくると、私は官庁のわりには非常に国費を食うところの機関だ、ということが

明確になると思います。

そこでお聞きしますけれども、本庁と地方局でどういうような配分になっているのですか。いままでの例がございましょうから、これについて概略でけっこうですが、どんなパーセンテージで配分されているのか、お伺いしたい。

○政府委員(宮下明義君) 三十八年度の調査活動費の総額五億九千七百六十九万四千円につきまして、その大体の配分計画は、本庁が一億六千七百三十五万四千円、全国の公安局、地方局全部を含めた地方支分部局に配賦をいたしますのが四億三千三十四万円の配賦計画でございます。

○岩間正夫君 調査官の調査活動費についての配分はわかりませんか。これは、やはり配分をするのか、本庁で一括してやっておるのか、こういう運用上の実際のやり方はどうなっておるのですか。

○政府委員(宮下明義君) それぞれの調査に際しまして、地方におきましては地方の公安局長、地方局長がそれぞれ必要に応じて公安調査官に使わしておるわけでございます。一人にどのくらいというふうな使い方はいたしておりません。

○岩間正夫君 どうも、いまのは、会計検査院の方らしいやいますかね、必要に応じてそれから地方局の局長、そういうところの胸算用で支給するということになつておられますね。そうして最後にはこれは本庁との関係があるだろうけれども、大体前渡金か何か渡しておいて、それから必要があるということがわかれば予算の範囲内で本庁から追加するというようなことをやられておると思うのですが、

会計検査官はこの点について調査されたいと思うのです。これはしばしば問題になっておるのですが、会計検査院がはたしてこの公安調査庁の会計検査を厳密に行っているかどうかというところは、非常に当委員会でも決算委員会でも問題になった。こういう事実を私たちは知っているし、私も問題にしております。そういう点から、いままで検査をした中でどういふことが言えますか、お伺いしたいと思います。

○説明員(樺山糾夫君) 御承知のように、調査活動費につきましては、簡易証明の取り扱いをいたしております。そこで、ただその条件をいたしまして、われわれが実地検査に行きました際には、各証拠書類その他を取りそろえておきまして十分な検査を受けたいというふうなことに相なつておる次第でございます。

○岩間正夫君 一昨年度委員会、公安調査官が小唄を習っている、そうして多年にわたつてわが共産党本部の本部員に對しまして工作をやつたということが非常に明らかにされておる。昨年は、そのせいかどうかわかりませんが、これも、調査官は一人も増員されておられない。ところが、ほとぼりがさめたのかどうかかわからぬけれども、国会の追加がないといふの間にかこういふ膨大な調査費の増額ということになつておるのです。本年度の予算の増額の中で、先ほど明らかにしましたように、法務省の中では類のない、一・二%の全体の増額の中で一%の増額といふことになつておる。その中で調査費ばかり見ていけばさらに三割くらいになつておるのではないかと、こうい

うようなことになつておるのですけれども、この問題はどうかなんです。非常にこれは問題になつたのです。特に会計検査院としては、簡易証明というふうなことで証拠書類を見てそれをもって非常に簡略な調査をやつておる。簡易証明というのは私よくわからないんです。もう少し具体的にお伺いしたいのですが、どういふことかやるんですか。

○政府委員(宮下明義君) 公安調査庁の調査活動費につきましては、ただいま樺山局長が申されましたように、会計検査院に申請をいたしまして簡易証明の承認を受けておるのでござい

ます。簡易証明と申しますのは、各支出につきまして会計検査院に支払い明細書をそのつど提出をいたします。ただ、個々の領収証その他の証拠書類を公安調査庁の調査活動費の取り扱い責任者の手元に保管をしておきまして、実地検査の際に会計検査院の検査官にその証拠書類の検査をしていただいております。したがって、取り扱いの証拠書類を取り扱い責任者の手元に保管をしておくと、ところが違つたのでございまして、取り扱い責任者は、本庁におきましては公安調査庁次長の私がなつておられますし、地方におきましては八つの公安局の公安局長が取り扱い責任者になつておられます。したがって、この取り扱い責任者の手元に領収証その他の証拠書類がすべてそろえてあるのでございます。

○政府委員(宮下明義君) 会計検査院の会計検査は、私も会計検査院にも十分に検査をしてくれな

いかにということをお願いをいたしまして、本庁につきましては、三十五年、六年、七年、八年、毎年会計検査を受けております。また、三十八年度におきましては、九州公安局、北海道公安局の検査を受けております。三十七年度は、近畿局、北海道局等の会計検査を受けております。会計検査官がそれぞれの取り扱い責任者のところへ参らしまして、証拠書類等を十分に点検を

していただいておりますわけでございます。

○岩間正夫君 具体的に聞きますが、三十七年に、わが党の本部勤務員が、小唄を習つたり、それからいろいろなものを買つたりしたのである。これは指摘されて重大問題になつた。その証拠書類が当然これは取り扱い責任者の手元にあつた。なければおかしいということになると思うのですが、これはあつたのでしょうか、なかつたのでしょうか。会計検査院、これは会計検査をされたときにどういふことが出るのですか。

○説明員(樺山糾夫君) 関東公安調査局につきましては、三十五年に実地検査をいたしておきまして、それ以後は実地検査をいたしておきません。しかしながら、一昨年、週刊誌に掲載された、再々にわたつた非常に問題がありまして、その際にいろいろと特別に別

に調査をいたしております。小唄を習つたとかいろいろなことがあつたわけでございますが、そういった小唄を習つたというふうな経費を国費から出しておるといふ事実はなかつたと報告を受けております。

○岩間正夫君 あれだけの金、これは相当継続的にやられて、数十万という

金ですが、それが当人の俸給から出るということとはとも考えられない。しかも、膨大な、一人四十二万円というふうなそういう膨大な調査官の調査費がある。これと関連などというところは、当委員会を愚弄するものです。そういう答弁があるとすれば、ですから、こういうものについて厳重な調査がなされていらないのだという事実がたゞいまの御答弁で明らかになつたというふうな感じがするので、いいのです。この血税がこういうふうなことで浪費されておるといふ事実は、その後一体あとを断たないのじゃないか。私は例をあげます。公安調査庁の機構そのものが非常に大きな問題になります。人民の疑惑の的になる。あるいは腐敗墮落の根源にならざるを得ない。そういうものが内部腐敗の原因にさへなつておる。現に私は証拠をあげて言つておるのですから、そういうことを明らかにすることができず、松岡義文はいまだここにいます。

○政府委員(宮下明義君) 四国公安調査局に勤務をいたしております。

○岩間正夫君 職責は何になつておりますか。

○政府委員(宮下明義君) 四国公安調査局の調査第一課長をいたしております。

○岩間正夫君 榮転ですね。こつち

いたときには課長じゃなかつたと思うのですが、ああいうことがあると榮転になるのですか。

○政府委員(宮下明義君) 必ずしも榮転とは申せないと思ひます。関東局のほうが非常に職員数も多く、職制が複

「イデオロギーと生活がマツチするところを理想ではありましようが、残念乍ら客観情勢は我に不利、十年河清どこ

○岩間正男君　そのところは、私は何ぶんわかりませんけれども、私どもは課長とはえらいと思つてゐるんです。これはそういうふうに説明されても、榮転で、結局そういう身分が上がつており、俸給も上がったんでしょ、おそらく。四国でいまこれは何をやっておる。

るか百年河清というのが実情でしょう、高知県に出張して、その「帰高後」、「こちらに帰ってから「愚弟と相談し」愚弟というのがこの公安調査官なんです。「私としてこれだけはと約束した線はつぎのとおりです。」

(「貴兄は御自由に従来の御活躍をつづけられたいこと」これが一つで

す。

庁の職員に浜田何がしという者がいます。これが、実は高知県の四国公安調査庁の調査員である浜田智の兄貴なんです。それで県庁へ勤めているのですが、この男を通じて高知県の特殊学校教職員組合の副委員長であり、また全日農の高知県連の副会長をやっておる丸山喜兵衛、この丸山喜兵衛氏に對しましてスパイを強要した。知り合いで、幡多郡あたりの出身らしいのですが、そういう縁故をたどって個々にろらくをして、それから巧みに、スパイ

「(二)高知公安局(勿論警察等も全然聞
知せず、又私自身の役人の経験からい
えば公安局と警察は大猿の仲であり、
公安局自体は破防法だけが根拠の失業
対策的役所であり、――あんたたちこ
う言われていますよ。」「あつめた資料
はだたあつめるだけで、公安局だけの
マスター・ベートに過ぎないこと)はこの
ことは全然知らないし将来とも本件処
理は高松管区公安局が自らやること」
だから、公安局は全然知らないという
ことになっておる。

イをやつてくれないか、それに対する報酬はどうだというようなことを齎漻しております。これは非常に大きな問題です。

「(三)三貴兄御活躍にあたり、差支えない範囲で逆にいへば余り重要でないものを定期不定期に御送信頂きたいこと」

「(四)その宛先は」第一はどこかという

実は、私手紙を持っておる。これはのがすことのできない手紙がここにあるんです。こういう手紙で、この中に、驚くべきことには、こういうことを書いています。しかし大変失礼ですが、私自身大正十五年生れの女兒弟の亭主の不仕末に手を焼いている実情から女子三人の現在は兎に角将来の御生活等につき私勝手に心配するようないよいよスパイの勧誘に入るのですが、

と、「愚弟宛でしたら」というので「高松市幸町七九の二竹内宏方浜田智宛、ただし香川県では愚弟が公安調査官ということを知っている者もいるからその場合は成るべく変名がいいと思いますが、同番地が数軒ありますから貴下の御判断で結構です。」それから宛先の第二としては「私宛でしたら何もかまいませんそのままでお送り下さって結構です。」ところが、そのあとがある。

第三は、あのこと「岡と関連します

が、万一智が公安局を止め四国通産局
に変わる場合または私が転勤等により現
住を変わる場合は四国公安調査局調査第
一課長松岡義文氏宛とならうと思いま
すがここ当分の可能性はありますま
す。

これで明白だと思います。だがが一体このスパイ活動強要について糸を引いておるか、だがが元凶か。公安調査庁調査官が任命を受けておる。それが今度自分の兄貴を使つておる。兄貴も、親しい友人である丸山喜兵衛氏に對しましてこのような情報提供を慫慂しておる事実がある。手紙にもうここにはつきりあらわれております。ごまかすことができない証拠だと思ひます。

しかも驚くべきことがある、その次には。以上のようなこと（三）（四）に関する御報酬については変ですが、（一）というのはあんなボロクソ役所の出すもの（二）の筋をはずさぬ限り取らなければ損ですという意味を含めて）愚弟の申しますのに——ボロクソ役所と言って

いる。ホロクソ役所の出すきたない金は取らなければ損だ、取ったほうがいいと言っている。愚弟の申しますのに、(1)公安局と通信があったというところが万一の場合逆の貞操証明となり公安局の責任において貴兄が将来高知でも何処でもエンジニヤとして就職する時の仕末は必ずする。工合いが悪くなったら必ず私のほうで高知内で就職を世話するということを言っておる。その次には、(2)一時金として五万円差上げた。」「(8)毎月極端に言えば当十二月から毎月一万五千円づつ差上げた(愚弟の説によりますと党県委クラスで一万円が相場たそうですが……)」「あ

なたはもつとえらいのだからというこ
とで一万五千円と言っている。ただし
御不満ならお話をうけたまわりさら
に考えたい。」これが第三。

る。(丙)この為兄が御指定の銀行、たとえば、四国銀行、高知相互銀行の朝食支店（これは貴兄指定通りで結構です、ただし振込の為、高松に支店をもっている銀行としてまずその二行でしよう）に貴兄の預金口座をつくりたいから、」ということを書いてあるのですね。そうして、早く銀行を指定して「口座設定についての送受金用の貴兄の印鑑をつくりたい」

私はこれを読んで実はううべ然として一晩眠れなかったですよ。こういうことが行なわれている。これが先ほど増額された公安調査庁の公安調査費というものの下部において使われているところの実態なんです。銀行の口座までつくらせるんですよ。一時金として五万円、さらに毎月一万五千元、この金は一体どこから出るんですか。しかも、これは口先で言ったのかどうかわかりませんけれども、ボロクソの役所だと言っている。もらわなければ損な金だと言っている。一体、そういう形で行なわれている行政というのは何ものなんだ。きょうは賀屋法務大臣が出ていないが、私は実は司法行政をつかさどる最高責任者にぜひ聞いてもらたかったと思うのであります。日本の腐敗、日本の謀略機関、そうして日本の機関だかどうかわからないとさえ言われている。アメリカとの関係で非常に大問題になっている。これもしばしば指摘されたところの問題なんです。そうして今年度の予算の増額を見

ると、その増額の数量というものははるかに他を絶している。法務省の中でも断然目立っている。こういう形の予算執行というものは了承できないのじゃないかと思う。次官はおそくおいでになったので、前後の関係がわかりにならないかと思いますが、公安調査庁の調査活動費の使用というものは三年前にも当委員会で大きな問題になりました。会計検査の立ち入り方を聞きますと、どうも十全とは思われない。くさいものにふたという感じを免れないのです。しかも、そのときに問題になった松岡義文が四国に左遷か栄転かわからないけれどもそこに行つて、だれも指摘されて答弁もできないようなそういう恥ずかしいやり方をさらにもっと輪をかけた形でやっている。銀行に口座までつくらせてスパイの金まで送るというところは許されるかどうか。これは次官にその点について政治的な立場からどのような見解を持たれるか、お伺いしたい。

○政府委員(天竺良吉君) 公安調査と
いうことについては非常に重要な意義
があるのでありまして、これに対して
不全を期していきたいということとはわ
れわれの念願しているところでありま
す。

ただその公費について非常にいかがわしいところがあるように思うというようなお話でございますが、これについては、われわれとしては極力公正な妥当な行使によって公安調査の能率を上げていきたいというふうに念願をして努力をいたす覚悟でございます。

○岩間正男君 このようなスパイ強要というものを正当とお考えになるので

すか。

○政府委員(天益良吉君) 話はよくお聞きしておらなかったのをごさいますか、どういふふうな事実がございませうか、その点もよく確かめた上でいろいろ調査をしてみたいというふうに考えております。

○岩間正男君 これは情報提供とかなんとかというきれいな名前を使っていますが、まさにスパイ強要ですが、その報酬として多額の金員が贈られる。いま申し上げました、一時金五万円、毎月一万五千元で、しかも銀行口座をつくってそこに振り込むというふうな組織的なごいふような方法を行なうことが法務省の方針でございますか、お伺いいたします。

○政府委員(宮下明義君) ただいま岩間委員が御質問になりました事件は、私も第一線局から報告を受け、監査をいたしておりますので、承知をいたしております。

この事件は、四国の四国公安調査局の調査官であります浜田智の兄さんの浜田寿氏が、たゞいまお話のございした丸山喜兵衛氏と長年の友人でございまして、この兄さんが弟の成績をあげてやろう、それからまた、この丸山喜兵衛氏がいろいろ生活上等で苦勞もしておられましたので、そういう友人関係の配慮もあったのではないかと思ひますが、兄さんのほうから丸山氏に手紙を出して、弟に共産党関係の適当な情報を送ってくだらないかという依頼をいたしたようでございます。しかしながら、私のほうでは遺憾ながらたゞいま岩間委員がお読みになりました手紙を持っておらないのであります。したがって、浜田寿氏が出しました手紙

の内容を詳細には存じておりません。

それからたゞいま浜田寿氏が書きました手紙の内容を確定的なことのようには御質問になりましたが、公安調査庁といたしましては、協力者の方に実費弁償を含めましてある程度の報酬、物心両面の御苦労に対する報酬を含めて調査活動費からお金を渡すわけでありますが、それはその物心両面の苦労と情報提供の値を十分に考えまして、ただ調査官個人の判断だけではなく、上司が十分考へてその調査活動費の支出をいたしておるのでございまして、この場合におきましては浜田寿氏がどのようになことを書きましたか、これは公安調査庁としてはまだ何もきめてもおらない。浜田寿氏がいろいろ考へられて書いたことではないかというふうに考へております。

また、先ほど岩間委員が、公安調査庁はボロクソ役所だというふうに書いてあるぞというふうに述べられました。が、私も決してボロクソ役所だとは思っておりませんし、日本の民主主義の伸長のために左右両翼の暴力主義的破壊活動の未然防止、その規制のための調査に専心いたしておる官庁でございまして、日本の民主主義の発展のために必要な重要な役所であるという誇りを持って仕事をいたしておるのでございまして。

○岩間正男君 この手紙をあなたたちはごらんにならない。いつでも必要ならこれは提供してもいいわけでありまして、けれども、これがまさかごまかしのものではないかということは明白だと思ひます。そうして、いつでもあなたたちは最後になってそういう逃げ答弁をいたしたことをされるのですが、この中で

何ともごまかすことのできないのは、

第三に、しかたないときには松岡義文あてに送ってくだされい。だが一体これを指導してこういふことをやっておったかということはこれで明白ですね。指定銀行までつくらしてやっておくという最近のやり方ですね。松岡義文という男は問題になった男です。問題になって四国へやられ、また四国で輪をかけてやうなそういう指導をしていふというところは、私は非常に大きな問題があると思う。しかも、いまあなたの方針によりまして、これは公安調査庁の相当な方針だ。方針でしよう。おそろくそういうことは、単にこんな一つだけの問題ではなく、たくさん指摘することが出来る。

たとえば、中国公安調査局員の森川某という者は、「アカハタ」読者を広島のパイ「ニュー星座」というところへ誘ひ朝の二時ごろまで大散財したのを皮切りに、三回にわたってほうぼうのパイやビヤホールに誘ひ出し遊びで誘惑して人間的に墮落させ、そして労働組合や民青や共産党に対してスパイ活動をさせようとして摘発された事実があるんです。あげればこういう問題というものはたくさん起こっている。

これが調査活動の内容なんですか。これが左翼に対するあなたたちの仕事の大部分なんですか。そうして、こういうものにあなたたちの公安調査庁のおも立つた項目の中でも予算の三五%くらい投入されておるんですか。そうして、今年度一億二千万円多くされ、三百人の公安調査官を増員されている理由なんですか。そういうたながが一体どこにあるんですか。

共産党が大きくなったというのは、

われわれは日本国民に対して責任を負っている。そうして、われわれは日本の置かれておる日本の実情に対して大衆に訴えている。公然たる政治活動をしている。そのために共産党は大きくなっている。池田総理も、国会の答弁において、これについてはあくまでも政策で争おうと言っておる。その反面に、何です、その反面にこういふようなきかない、しかもその背後に一体どういふことが起こるかというのと、公安調査庁の公安職員や調査官は金がなければ動かないと言われている。これも定評のあるところだ。それはそれで、動けば金が必ずついてくる。そうして、それによって財政責任者の了解を得れば何ぼでもつかみ取りで取ることが出来る、そういうことになっておるんです。つまり金によって腐敗しておる、そういう形になっている。そうしてその腐敗を人民の中に持ち込むんじゃないか。何人も人たちをそういう恥づべき行為に追いつ落としておるんじゃないか。私はそういうところが非常に大きな問題じゃないかと思ひます。むしろ、あなた

は、次長さんとして、ボロクソの官庁だなんて自分から認めるわけにいかないでしよう。また、認めていたら、そのうしろの人たちはあなたを猛攻撃するでしよう。そのことはわかっている。まずけれども、法秩序の維持とかそういう名前によって実は日本の民主主義を破壊し、憲法違反のこういふような行動を一体許していかどうかというところに問題があるんです。

われわれは断じてこういふことは許すことができない。あなた方は民主主義

義を守ると言うが、民主主義を守るには何をやっていいの。民主主義を守るために民主主義で最も恥づべきところのスパイ行為というのをや

民主主義は守られるか。その上に立つた民主主義というものは何だ。そういうふうな日本の現状において痛切に考へなければならぬこの背後には、アメリカの謀略機関が存在しないというふうな保証はない。そういう点において、私はいま起つておるような問題についてほんとうに今後明らかにしていくし、このような態度について徹底的に民主主義を守る立場からわれわれはこれを粉砕するために戦わなければならない。これが正体でしよう。公安調査庁というものを明らかにしてごらんない。白目のもとにそれがたえるものかどうかという問題がこういふ中にはつきり出てくると思う。私はこういうことを取り上げざるを得ないことを非常に残念に思つておるくらいです。

会計検査院にお伺いをするのであります。が、この前の松岡義文の取り扱いについても私は不十分だと思ひますけれども、こういう問題がここで問題として指摘されましたが、これについてどういふ態度をおとりになりますか。これは検査官として御意見を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(澤山斜夫君) 調査活動費の経費が物品の購入とか、あるいは建物の建築といったような形のものでありませぬので、検査としても非常に困難なわけでございます。したがって、いろいろ間接資料によりましてこういふ経費が大体使われたことは確かである

うという心証をもって検査をせざるを得ないということに相なるかと考えております。ただ、先ほどお話がございましたように毎月幾らというようなことで調査官に一定額を前渡ししているというようなことは、最近はないものと私どもは考えております。

それから三十五年、六年、七年と予算が増加してきておりますが、実地検査も、昨年の三十七年度決算で申し上げますと、調査活動費の決算額の約六割を実地検査にしておりますが、今後におきましても事情の許す限りなるべく多く実地検査を行なわれまして、国費の適正な使用が行なわれるように努力いたしたい、かように考えております。

○岩間正男君 いままで不当事項の指摘が、会計検査院で一回でも公安調査庁関係でなされたことがございませうか。

○説明員(樺山斜夫君) こまかい点につきましても実地検査に際して若干注意したことがございますが、特に不当事項と認めて検査報告に提示した事項はいままでございません。

○岩間正男君 なかなかはいれないのじゃないですか。取り扱い責任者のところに証拠書類が保管されているといふたつて、この証拠書類そのものが、たとえば、いまいちの間にスパイ行為としてこれだけの金をやったとか、芸者の花代は幾らだったとか、小唄の習いは幾らだったとか、郊外に花見に引つ張っていき、奥さんまで連れていったとか、そんなことは書いてないでしょう。どんな証拠書類を見たつて、これではとても通らないでしょう。

○説明員(樺山斜夫君) 調査活動費の大部分は情報提供者に対する報償であるかと思ひますが、そのほかに、いろいろな事前工作とか、いろいろ調査官が活動する実費があるわけでございしますが、私ども実際検査した調査官の——会計検査院の調査官でございしますが、その話によりまして、各公安調査庁の調査官が活動した場合に一応の記録をつけております。そういうものによりまして、大体この程度の経費が必要であつたろうというような心証をもつて一応検査を確認せざるを得ない、そういうような形になっております。

○岩間正男君 かつて日本帝国主義の軍隊がおつたとき、軍の機密費というものがございしました。これはどう使われておるか全くわからない。はいれないのです。立ち入ろうとすれば、軍の機密というのでこれは除外された。これを検査することができないようなシステムになっている。その近代版、現在の形が公安調査庁にはつきりあらわれているのじゃないですか。そのほか、同じようなことがいろいろあるだらうと思ひます。内閣調査室の問題や、調べていけばたくさんあるだらうと思う。ただわれわれの手が届かないでいるのだらうと思ひますけれども、一方で人民がいま高物価で苦しんでいる、それから失業者が一千万もある、そういう中で、労働者も農民も、あなた自身も含めて、賃上げ六千円を戦い取るためにはどんなことをしなければならぬのか。その三分の一もいづれ切られて、そしてごまかさされて大勢の中で、一方で、こういう官庁があつてつかみ金をふんだんに

湯水のように使つて、それでもつてその目的を達しようといつたつて、腐敗したようなものから取る情報なんというものは当てになりませんか。情報がたくさん出たつて日本の人民は真実と独立と平和の方向を目ざしてつと動いているんですよ。私たちはそういう点から考えると、こういうような体制そのものというものは自分でこれは自己崩壊する、そういうものを持つていますよ。だから、さっきの、ほんとうにあなたたちが信頼して頼んだ男さへ、いま言ったように、ボロクソの役所だと言つておつたほうがいい、何も根拠のないような金なんだから取らないでください。この手紙というものは、単に彼自身のなにじやないんです。こういういまのシステムそのものの中から生まれてきたところのはつきりした告白なんです。私はこの点を当委員会としては今後も厳重に追及していくというところが、日本の民主主義を守るためには絶対に必要だと考えております。

○政府委員(宮下明義君) いろいろ岩間委員からお話がございましたように、私どもも公安調査庁の調査活動費の適正な使用ということを常々部下に對して厳重に指示をし、指導をし、監査もいたしておるのでございます。また、会計検査院に對しましても、私どものほうから、どうか調査活動費の使用について十分な検査をしてくれということをむしろ積極的にお願いをする態度をとつておりました。公安調査庁調査活動費の適正使用ということを今後とも十分注意をし、指導をしていくと考えております。公安調査庁といは

ましては、何らの強制調査権限等も持つておりませんので、いろいろな協力者の方から情報資料の提供を受けてまいりませんと調査ができませんので、こういう調査活動をいたしておるのでございますが、その間において、むだなあるいは不正な支出というやうなことの断じてないように常日ごろ部下を十分指導をいたしておるつもりでございます。

○岩間正男君 私は次の問題に入りたいと思ふのですが、一つは、先ほど、大臣の交際費、それから最高検の交際費、公安調査庁の交際費、これを問題にしたわけですが、大臣の場合はいままでの二百四十万が四百五十万で二十万、大体二倍になつておる。最高検はいままでの五十万が二百万で五十二万、上がつて四倍になつておる。これはおそろしく検事総長を中心として使うのだと考へるのですが、公安調査庁は、先ほど明らかにしましたように四・六倍になつておる。こういうふうにならば物価高とはいひながらあまりに極端ではないかという感じを私は持つんです。どうも最近各官庁のおえら

方の間でたいへんゴルフ熱が流行しておる。そして交際費なんかもどういふふうに使われているのか、これはいろいろ問題があると思うのですが、こういう官庁の最近のそういうものと考へまして、どうでしょうね。この物価高で、しかも労働者や農民、中小企業が生活が楽でないときに、こういう交際費だけが何倍かはね上がるというところは、これは政治的に考へてみてどうでしょう。これはまあ大臣もいないし、次官もないのだから、僕はこれに対する御答はけつこうです。

○政府委員(大澤一郎君) 矯正施設収容者の食費の一日当たりの金額でございますが、主食と副食費を合わせまして、刑務所におきましては、成人が一六八八円八十一銭、少年が七十六円二銭、少年院におきましては七十四円四十六銭、少年鑑別所が七十三円九十三銭、婦人補導院が七十一円十一銭といふことになつておるのでございまして、昭和三十一年度の国民栄養調査によります一般国民の一日の食費が百四十二円八十五銭といふのに比較しますと、きわめて少ないのでございまして、生活保護の關係で算定しております食費は、保護少年——生活保護の少年年につきましては九十六円八十三銭、成人につきましては九十二円四十九銭といふことになつておるのでございまして、一般国民といひますと、これは金持から全部を含めてのことでございますが、生活保護の基準でございまして少年なり成人の九十六円、九十二円といふものと比較いたしました場合、金額的には劣つておりますが、矯正施設におきましては、野菜等を農場で自給いたしますし、また、二千人というやうな大

量な収容者に対する大量購入という方法をとりおきますので、原価も安くになりますし、また、調理の面におきまして、栄養士によります指導、あるいは調理器具等の整理その他の工夫で食費の使用の効率をためてはかつておるのでございまして、その給与カロリが一般国民と比較しまして上回っておるのでございます。すなわち、一般国民の一日のカロリは二千五百カロリでございますが、刑務所関係では三千カロリ、少年院では三千百カロリ、少年鑑別所では三千カロリ、婦人補導院では二千七百五十カロリで、カロリ計算におきまして十分必要な栄養は摂取できるように配慮しておるわけでございます。

○岩間正男君 食事全体についてのお話でございますが、その中でも副食費、おかげ代ですね、これをもう一ぺん、簡単にでっこうですか、刑務所と少年院、少年鑑別所について言ってください。

○政府委員(大澤一郎君) 副食費のみをあげますと、刑務所におきましては、三十九年度予算の要求額が成人につきましては二十七円九十銭、少年受刑者につきましては三十一円九十銭、少年院につきましては三十一円九十銭、少年鑑別所が三十四円九十銭、婦人補導院が三十一円九十銭、それぞれ三十八年度の予算に比しまして二円ないし二円四十銭の増額を要求しておるわけでございます。

○岩間正男君 いまカロリのことをあげられたのですが、これはカロリだけで計算できますか。カロリだけ計算すれば豚のえさのほうがカロリが多いかもしれんですが、しかし四

人それから少年の人たちといえども、これはやはり人間ですよ。そうすると、カロリだけではあ二千五百カロリに対して三千カロリとっておるんだということですから、これは少し、非常に機械的な御答弁だと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(大澤一郎君) ただいま御指摘のように、人間の栄養上の問題につきまして単にカロリだけでは算定できないことは御指摘のとおりでございます。われわれといしまして、給与の副食の栄養量につきまして、蛋白質あるいは脂肪、カルシウム、各種ビタミン等というものの必要基準量を計算いたしまして、それぞれ献立表の作成、特に栄養士等を各施設に配置し、あるいはまた非常勤で嘱託いたしまして、その献立の作成等に意を用いまして、大体必要な蛋白質、脂肪、あるいはまたカルシウム、ビタミンの摂取という点についてつとめておりまして、ただ動物蛋白につきましてやや質が劣るという程度でございますが、大体必要量の栄養素の摂取には事欠かない程度に現在献立等も進んで参りました。大体健康の維持という点にははかる自信を持って実施しておる次第でございます。

○岩間正男君 まあこれは、食べ物の中身を見てもらったり、実際のところもう少し詳しく調べなければならぬのですが、一応この国会でこういう御答弁をなさるということは私は非常に悲しいことだと思ふのです。実は私は法務委員会で視察に参りまして、東北で仙台の青葉女子学院に行った。院長さんに、歩きながら私は聞いてみた。食費は幾らですか。そうしたら、お

か

ず代が二十九円。一食二十九円でしょうね。いや、先生違いますよ、三食で一日分二十九円。私は実は全然としたわけですね。法務委員として非常にこれはうかつなことだった。これはまことに申しわけないことだったという感じがしたわけですね。だから、ここで答弁するためにつじつまを合わせることはけつこうですけれども、答弁のつじつまは合っても、少年、それは罪を犯したから何でもいといえればそれまでですけれども、これは当人だけの責任だといふふうな考える簡単なものではないわけですから、そうすると、この人たちがこういふ食事をやっているのかどうか。私はあなたのほうの関係でせめて生活保護基準並みにしてあげたいという強い要求をお持ちになつて大蔵省と予算折衝をされたんだということは聞いておるのですが、これは差しつかえなければここで明らかにしていただきたいと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(大澤一郎君) ただいま御指摘のように、同じカロリと申しまして、同じ蛋白質でも良質蛋白質とそうでないものといういろいろございまして、また、食事についての問題でやはり色つやといふことも生活をしていく上において欠かすことのできない問題でございます。われわれとしましては、できるだけ向上させたい、少なくとも生活保護関係まで持つていきたいという考えを持つておるわけでありまして、やはり予算その他の面もございまして、われわれが算定いたしました必要なカロリ、必要な栄養素を摂取できる、また、昨年から生活費もそういう物価も上がつておるようでございます。

で、その点も精密に計算いたしましたし、最低限度必要な基準量の摂取ができるという点で、本年度は前年度に比較して二円ないし二円四十銭の増額ということで実施するというにいたしましたわけでありまして。

○岩間正男君 大蔵省——大蔵大臣にこれは来てもらわなければならぬのですが、これを大蔵省がのませるといふこの根性がいけないと思う。生活保護、これが非常に問題になつてゐるのです。いまの二倍なければとてたまらない。朝日茂氏が御承知のように告訴しまして朝日裁判をやつたことも御存じでしょう。この結果はあまり芳しく出てないようですけれども、だれだつてこれは常識でわかると思うのです。そういう中で、何とか苦勞をしてカロリ計算なんかしてここで御答弁しなければならぬ、これではあまりにひどい。豚箱といわれていますが、豚のえさよりもちよつと悪いのじゃないか。私は豚のえさのほうがはるかに多いんじゃないかと思ふのですがね。これは囚人や少年犯罪者だからしかたない、罪人だからしかたない、そういう立場に立つて行なわれていゝとしか思うことができない。これがいまの刑事政策なんですか、法務省の。大臣ががなおつて出てもらわなければ困る、病める法務省では。病める法務省の足元ではこういうことが起こつてゐる。一方で交際費は二倍、三倍、四倍になつてゐます。しかし、一方でどうです。私はこの政策というものは了承することはできない、こう思ふのです。次に聞きたいのですが、囚人の作業収入は年間幾らあるのですか。三

十九年度予算はどうか。三十八年の見込みは幾らですか。

○政府委員(大澤一郎君) 三十八年度の収入見込み額は三十九億円でございす。三十九年度予算の額は四十一億一千万円でございす。

○岩間正男君 この作業はいろいろ分かれておるんでしょう。単価もみなこれで違つてくるわけですか、どうなんですか。作業から上がつてくる金ですね、これは仕事によつても賃金が違つてくるわけですか。

○政府委員(大澤一郎君) 歳入の面になりますとそれぞれ違ふかと思ひますが、いまの賃金とおっしゃいますと、収入のほうになりますか、あるいはまた受刑者に交付する金になりますか。作業収入のほうでございす。物品製作もございすし、また、労務提供の場合もございすので、それぞれその業種あるいはその作業形態等によりまして収入は異なるわけでございす。

○岩間正男君 その作業の中で最近防衛庁関係の発注が相当あるように聞いてゐるのですけれども、これはどのくらいのパーセンテージですか。

○政府委員(大澤一郎君) 作業収入のうち防衛庁関係は約一億でございす。

○岩間正男君 大体どんなことをするんですか。

○政府委員(大澤一郎君) 剣道防具の修理でございすとか、あるいは被服の洋裁、あるいは寝具の加工修理、それから各種事務用の印刷等でございます。

○岩間正男君 作業収入は刑務所関係の経費の何パーセントをまかなつてい

年、古殿町（昭和三十年宮本村と竹貫村が合併）一円を受け持ち、年間相当件数の事務を扱ってきた。当町は面積百六十五平方キロメートルの広大な地域であり、また経済界の構造変更により法人組織も増加している。銀行の誘致実現等によりますます法務局事務取扱件数も増し、地方民一同廃止どころか機構の拡充を期待していた。もよりの石川出張所に統合されると、大字・久田・論田区等遠隔地の者は宿泊しなければ用件がたせないこととなり、地域住民の不便はなほだしものになる。本町議会でも全地域住民の強い要望を反映、満場一致で存置運動を続けているが一方的に廃止されようとしている。

第二号中正誤

べし段	行	誤	正
四一	三	株主名簿閉鎖期間内	株主名簿閉鎖期間内
七三	四	一番初めの	一番初めは
〃	四	現実と内部	現実に内部
〃	六	定義	定義
八四	三	私は巡査	私は巡査
〃	七	たいという	たというふ
〃	七	ふうに	うに
〃	一	すべきとい	すべきとい
〃	一	うふうか参	うか参考
九五	二	が薄葉紙多数	で薄葉紙多数

昭和三十九年二月十八日印刷

昭和三十九年二月十九日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局